

委員会発議案第 1 号

鈴鹿市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり，会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

令和 4 年 9 月 12 日

鈴鹿市議会議長

宮木 健 様

提出者

議会運営委員会

委員長 森 喜代造

提案理由

委員会の開会方法の特例に係る規定を整備するため。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例

鈴鹿市議会委員会条例（昭和 3 5 年鈴鹿市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（開会方法の特例）</u> <u>第14条の 2 委員長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができする方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条第 1 項の秘密会は、この限りでない。</u> <u>（1） 重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会を開会する場所に参集することが困難と委員長が認める場合</u> <u>（2） 育児、介護等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への参集が困難な委員からオンラインによる方法での委員会の開会の求めがある場合で、委員長が必要と認める</u>	

とき。

- 2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、委員長の許可を得なければならない。
- 3 前項の許可を得てオンラインによる方法で委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。